

農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領

24食流機構第51号

平成24年4月5日

一部改正 平成24年8月15日

24食流機構第286号

一部改正 平成25年3月21日

25食流機構第107号

財団法人 食品流通構造改善促進機構

第1 総則

以下の事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

I 農山漁村6次産業化緊急対策推進事業

- 1 6次産業化推進整備事業
- 2 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業
- 3 農産物等輸出拡大緊急対策事業
- 4 ミラノ国際博覧会政府出展事業

II 農山漁村再生可能エネルギー導入等緊急対策推進事業

- 1 農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業

III 6次産業化推進事業

- 1 連携施設整備事業
- 2 連携活動推進事業
- 3 連携活動サポート事業

IV 輸出拡大及び日本食・食文化発信緊急対策事業

- 1 輸出に取り組む農林漁業者等のきめ細かな支援
- 2 日本食・食文化の世界的普及プロジェクト事業
- 3 日本食・食文化の普及推進事業

第2 趣旨

各事業ごとにそれぞれ別表1の第2欄に掲げるとおりとします。

第3 事業内容

各事業ごとにそれぞれ別表1の第3欄に掲げるとおりとします。

第4 応募団体の要件

本事業に応募ができる団体は、各事業ごとにそれぞれ別表1の第4欄に掲げる団体であって、以下の要件を全て満たすものとします。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」といいます。）で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として助成金の交付決定を行うことができませんので、御注意ください。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有

する団体であること。

- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」といいます。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、助成事業全体及び交付された助成金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

第5 助成対象経費の範囲

各事業ごとにそれぞれ別表1の第5欄に掲げるとおりとします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される助成金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致するとは限りません。

また、所要額に助成事業に要する人件費（助成事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設（別表1の事業Iの1及び2の第5欄に掲げる経費を除く。）及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 助成金の交付決定前に支出される経費
- 5 助成対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいいます。）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費
- 7 助成の対象としない経費として定めるもの

第7 助成金額

助成金額については各事業ごとにそれぞれ別表1の第6欄に掲げるとおりと

し、この範囲で事業実施に必要な経費を助成します。

なお、助成金額については、助成対象経費等の精査により減額することがあるほか、助成事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります（第14の5を参照）。

第8 助成率

各事業ごとにそれぞれ別表1の第7欄に掲げるとおりとします。

第9 助成事業実施期間

交付決定の日から平成26年3月31日までとします。

第10 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、各事業ごとにそれぞれ別表2に掲げるとおりとします。

2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限、提出先、提出部数等については、各事業ごとに行う公示に別途記載します。

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類は、様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して作成願います。
- (3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は、受け付けません。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はいたしませんので、御了承ください。
- (7) 申請書類は、各事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

第11 助成金交付候補者の選定

1 審査方法

提出された申請書類については、財団法人食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）において書類確認等を行った後、機構が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」といいます。）において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「助成金交付候補者」といいます。）を選定するものとします。

2 審査結果の通知

審査結果については、委員会における最終審査が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

審査結果の通知については、助成金交付候補者には助成金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、助成金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

助成金交付候補者については、機構のホームページ等で公表します。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、助成金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第12 交付決定に必要な手続等

助成金交付候補者は、機構の指示に従い速やかに、助成金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」といいます。）を機構に提出していただきます。申請書等を機構において審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第13 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（助成金交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は助成金交付候補者の選定の決定若しくは助成金の交付決定が取り消される場合があります。

第14 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

事業実施主体は、業務規程等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 助成金の経理

交付を受けた助成金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

(1) 事業実施主体は、交付を受けた助成金の経理に当たっては、補助金等に係

る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び
農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交
付規則」といいます。）に基づき、適正に執行すること。

- (2) 事業実施主体は、助成金の経理を、事業実施主体の会計部署等において実
施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に助
成金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主
体が経理能力を有すると認める者（学生は、除きます。）に経理を行わせ、
公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正
な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産」
といいます。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表
者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下
「処分制限期間」といいます。）においては、事業終了後も善良なる管理者
の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図らなけれ
ばなりません（他の用途への使用はできません。）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち 1 件当たりの取得価額が 50 万円
以上のものについて、助成金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け
等を行う場合は、事前に、機構会長の承認を受けなければなりません。

なお、機構会長が承認した取得財産の処分によって得た収入については、
交付を受けた助成金の額を限度として、その収入の全部又は一部を機構に納
付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用
新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回
路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下
「特許権等」といいます。）が発生した場合、その特許権等は、事業実施主体
に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、以下
の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、
その都度遅滞なく機構に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして
当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で、当該権利を国に
許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等
を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合に
おいて、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその
理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権
利を第三者に許諾すること。

(4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に機構と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行ってください。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合は、業務規程等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた助成金の額を限度として、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた助成金の使用結果については、本事業終了後、必要な報告を行っていただきます。また、機構は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであることを必ず明記し、発表した資料等については機構に提出してください。

7 当該補助事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間にかかわらず、第三者に漏らすことを堅く禁じます。

第15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。公示は、原則30日間、機構HPに掲載されます。

附 則

この通知は、平成24年4月5日から施行する。

附 則

この公募要領の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成24年8月15日）から施行する。

附 則

この公募要領の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成25年3月21日）から施行する。

別表 1

第1 事業NO.	第2 趣旨	第3 事業内容	第4 応募団体の要件	第5 助成対象経費の範囲	第6 助成金額	第7 助成率	その他
1 農山漁村6次産業化緊急対策事業							
1 6次産業化 推進整備事業	<p>食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「農山漁村に存在する豊富な資源を有効に活用し、6次産業化を推進することにより、付加価値を向上させ、雇用と所得を生み出し、農林漁業を更に成長産業化する」とされ、6次産業化の市場規模の拡大を目指すこととされたところである。</p> <p>しかしながら、景気は依然として厳しい状況にあり、農林漁業者等の所得も低下する中で、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）等の認定者は着実に増加しているところだが、認定者の投資は依然として進みがたい実情にある。</p> <p>このため、六次産業化・地産地消法等の認定を受けた農林漁業者等が農林水産物の高付加価値化等を図るために必要な機械・施設の整備を支援することにより、農林漁業者等による6次産業化の取組を促進し、農山漁村における雇用の創出と所得の向上を図ることとする。</p>	<p>1 農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組を行う場合に必要な機械・施設の整備</p> <p>2 農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組を行う場合に必要な機械・施設の整備</p>	<p>六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた者又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者であって、次に掲げる者とする。</p> <p>1 農林漁業者団体 農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができると思われる団体（なお、法人格のない団体においては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。）並びにこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人。なお、構成員に3戸以上の農林漁業者を含まない団体にあつては、常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。</p> <p>2 食品産業事業者 食品の製造等を行う中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人を除く。）又は農業協同組合等）であつて、農林漁業者団体等（農林漁業者団体又は3戸以上の農林漁業者をいう。）と連携する者をいう。</p>	<p>助成対象となる機械・施設は第3の1の農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組の場合は1及びこれと併せて行う2を助成対象とし、第3の2の農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組において、事業実施主体が農林漁業者団体である場合は1及び2を助成対象とし、事業実施主体が食品産業事業者である場合は3を助成対象とする。</p> <p>ただし、既に六次産業化・地産地消法第5条又は第6条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「既に認定を受けた認定総合化事業計画」という。）に従つて実施する取組については、1及び2の施設のほか4の施設を助成対象とする。</p> <p>1 農林水産物等の加工・流通・販売のために必要な施設 （1）農林水産物等集出荷貯蔵のために必要な施設 （2）農林水産物等処理加工のために必要な施設 （3）農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設 （4）捕獲獣肉等提供のために必要な施設 （5）収穫後用病害虫防除のために必要な施設 （6）未利用資源活用のために必要な施設（売電を目的とする取組を除く） （7）（1）～（6）の附帯施設</p> <p>2 農林水産物等の生産のために必要な施設等 （1）簡易土地基盤整備 （2）農業用水のために必要な施設 （3）営農飲用水のために必要な施設 （4）高生産性農業用のために必要な施設 （5）乾燥調製貯蔵のために必要な施設 （6）育苗のために必要な施設 （7）水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設 （8）高品質堆肥製造のために必要な施設 （9）新技術活用種苗等供給のために必要な施設 （10）特用林産物生産のために必要な施設 （11）農林水産物運搬のために必要な施設 （12）未利用資源活用のために必要な施設（売電を目的とする取組を除く） （13）特認施設 （14）（1）～（13）の附帯施設</p> <p>3 食品の加工・販売のために必要な施設 （1）食品産業事業者が行う食品の加工・販売のために整備する施設 （2）（1）の附帯施設</p> <p>4 既に認定を受けた認定総合化事業計画に従つて実施する取組であつて、次に掲げる施設 （1）6次産業化法人（農業生産のみならず、加工・流通・販売等についての新たな取組を行う農業法人等であつて、次の要件を満たすものをいう。）が整備する、農林水産物販売施設、地域食材供給施設及びこれらに附帯する施設 ア 6次産業化法人の組織の形態は、次に掲げるとおりとする。</p>	5,283,780千 円以内	1/2以内（第5の4の（1）と併せて行う第5の2の（4）及び（12）の農業用機械並びにその附帯施設については、1/3以内。） なお、助成の上限額は1億円とする。 （第5の4の（1）及びこれと併せて行う施設整備については、5千万円を上限額とし、第5の4の（2）及びこれと併せて行う施設整備については原則として総事業費を5千万円以上であるものとする。）	農山漁村6次産業化 対策事業業務規程（平成 24年4月5日付け24 食流機構第51号財団 法人食品流通構造改善 促進機構会長通知）

				<p>① 会社法(平成17年法律第86号第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第2条第1項に規定する旧有限会社又は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項に規定する農事組合法人のうち農業経営を行う法人</p> <p>② ①以外の農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものであって、耕作又は養畜に要する費用を全ての構成員が共同して負担しており、これに係る利益を全ての構成員に対して配分しているものに限る。)</p> <p>イ 6次産業化法人は、次の①から④までの要件を全て満たすものとする。</p> <p>① 構成員に3戸以上の農家を含み、かつ当該農家が議決権の過半を占める等、農家が当該法人又は団体の事業活動を実質的に支配すると認められること。なお、構成員に3戸以上の農家を含まない法人又は団体にあつては、常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。</p> <p>② 農業経営を改善するための計画を有していること。</p> <p>③ 農畜産物の生産を行っている又は生産を計画していること。</p> <p>④ 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下のもの又は常時使用する従業員の数が300人以下のものであること。また、大企業(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しないものをいう。)から出資を受ける子会社(会社法第2条第3号に定める子会社をいう。)でないこと。が整備する施設</p> <p>(2) 農業協同組合法に規定する農業協同組合連合会及び農業協同組合並びに公社(地方公共団体が出資している法人)が整備する農林水産物販売施設、地域食材供給施設、農林水産物販売施設と一体的に整備する交流施設及びこれらに附帯する施設</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

3	<p>緑と水の環境技術革命プロジェクト事業</p> <p>農林水産業・農山漁村の資源を活用する新たな技術の確立・導入を核とした新産業の育成により、農山漁村6次産業化を推進し、雇用と所得を確保することにより、地域社会の活性化を実現することが可能となる。このため、事業化が見込まれる新技術についての実証施設の整備を支援する。</p>	<p>新技術の確立・実証（実証施設の整備）「緑と水の環境技術革命総合戦略」の重点分野に位置付けられた技術等、事業化が見込まれる新技術についての実証施設の整備を行う。</p>	<p>民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、独立行政法人、技術研究組合及び事業化共同体（コンソーシアム）</p>	<p>1 未利用バイオマス活用の実現に向けた実証施設一式</p> <p>2 糞類等の培養及び加工利用の実現に向けた実証施設一式</p> <p>3 生物機能の高度利用の実現に向けた実証施設一式</p> <p>4 クロマグロ等の完全養殖の実現に向けた実証施設一式</p> <p>5 農林水産物の高度生産管理システム構築に向けた実証施設一式</p> <p>6 超長期鮮度保持技術の実現に向けた実証施設一式</p> <p>7 その他農林漁業・食品産業に導入することで新事業創出に有効な革新的新技術の実用化に向けた実証施設一式及び1から7までに掲げる実証施設の付帯施設</p> <p>なお、実証施設一式及び付帯施設の経費とは次をいう。</p> <p>(1) 工事費 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等実証施設整備に必要な経費</p> <p>(2) 測量及び試験費 工事に必要な調査、設計、測量及び試験等に必要な経費（コンサルタント等に委託する場合の経費を含む。）</p> <p>(3) 機械器具費 機械器具の購入に必要な経費</p>	2,590,000千円以内	1/2以内	
4	<p>農産物等輸出拡大緊急対策事業</p>						
(1)	<p>品目別団体を通じた我が国の食品の輸出拡大事業</p> <p>海外において、特定の品目について国内の主な輸出産地、輸出食品事業者等を取りまとめる団体が、消費者や流通事業者等を対象に、我が国の食品の安全性や魅力等について広く紹介するセミナーを実施することにより、輸出の拡大を図る取組を支援する。</p>	<p>(1) セミナー開催の事前の調整・準備 効果的なセミナーの開催に向けて、国内外の関係者等との開催場所・開催時期などの事前の調整やセミナー資料・産品カタログ等の作成、講師の選定などの準備を行う。 また、セミナー開催の日時、場所、内容等について、新聞・業界誌などの出版物への掲載、ポスターの作成・掲示や専用ホームページの開設などにより、広く周知・PRを行う</p> <p>(2) セミナーの開催 セミナーの参加者に、分かりやすく、丁寧に紹介するための資料、カタログやレシピなどを活用しつつ、試食・試飲など効果的な手法を取り入れることなどを行い、我が国産品の安全性や魅力等を広く紹介する。</p> <p>(3) セミナー結果のとりまとめ セミナー参加者にアンケートなどを行うことにより、参加により得られた知識、知見などを把握するとともに、セミナー開催の結果・成果などをとりまとめ、報告書を作成する。また、報告書を関係団体、関係事業者等に広く普及する。</p>	<p>特定の品目について、国内の主な輸出産地、輸出食品事業者等を取りまとめる次の団体、農林漁業者の組織する団体、食品事業者等の組織する団体、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人その他機構が特に必要と認める団体（特認団体）</p>	<p>旅費、謝金、賃金、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、使用料及び賃借料、通信運搬費等</p>	132,744千円以内	定額	
(2)	<p>海外外食事業者を通じた我が国の食品の輸出拡大事業</p> <p>外食事業者の団体等が、海外の外食事業者等を日本に招へいし、地域の生産者等の取組の紹介や我が国の食品の安全性や魅力等についてのセミナー等を実施することにより、輸出の拡大を図る取組を支援する。</p>	<p>(1) セミナー等開催の事前の調整・準備 効果的なセミナー等の開催に向けて、国内外の関係者等との開催場所・開催時期などの事前の調整や資料・産品カタログ等の作成、講師の選定などの準備を行う。</p> <p>(2) セミナー等の開催 セミナー等の参加者に、分かりやすく、丁寧に紹介するための資料、カタログやレシピなどを活用しつつ、試食・試飲など効果的な手法を取り入れることなどにより、我が国産品の安全性や魅力等を広く紹介する。</p> <p>(3) セミナー等結果のとりまとめ セミナー等の参加者にアンケートなどを行うことにより、参加により得られた知識、知見などを把握するとともに、セミナー等の開催の結果・効果などをとりまとめる。</p> <p>(4) 応募にあたっての配慮すべき事項 ① セミナー等の開催場所は、地域の生産者等の取組を効果的に紹介することが必要なことから、各地方農政局、北海道及び沖縄県が管轄する各地域内で少なくとも1カ所以上開催すること。 ② 本事業への応募は、1カ所または複数</p>	<p>民間事業者、事業協同組合、協業組合、輸出組合、酒類業組合、商工会議所、商工会、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、農林漁業者の組織する団体、その他機構が特に必要と認める団体（特認団体）</p>	<p>旅費、謝金、賃金、役務費、資料作成費、会議費、消耗品費、使用料及び賃借料、通信運搬費等</p>	134,149千円以内	定額	

			のセミナー等の開催を組み合わせた提案もできる。 ③ セミナー等の開催にあたっては、各開催地区で均衡したものとすること。					
5	ミラノ国際博覧会政府出展事業	国際博覧会条約に基づき開催されるミラノ国際博覧会において、我が国の農業と食品産業の健全な発展のため、我が国の官民による食に関する取組状況等を広く出展、公開するための基本構想（日本出展の方向性への提言）を策定する。なお、事業の実施に当たっては、ミラノ国際博覧会の幹事省である経済産業省及び農林水産省並びに参加機関である独立行政法人日本貿易振興機構と連携して実施する。	(1) プロデューサー（調査員）会議 基本構想を策定するために必要な基礎調査の内容について検討を行う。 (2) 海外現地事情の調査、取組状況の調査研究 以下の内容の基礎調査を実施する。 ①イタリア及び周辺諸国に対する調査 日本の文化や食文化、日本食等に対する意識調査など ②国際博覧会に関する有識者に対する意識調査 日本食文化に関する技術等の魅力的で効果的な発信方法など (3) 基本構想（日本出展の方向性への提言）の取りまとめ・作成 プロデューサー（調査員）会議において基本構想（日本出展の方向性への提言）を取りまとめる	農林漁業者の組織する団体、食品加工業者の組織する団体、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人、独立行政法人、民間事業者、その他機構が特に必要と認める団体（特認団体）	旅費、謝金、賃金、役員費、資料作成費、印刷製本費、消耗品費、会議費、会場賃借料、管理運営費、通信運搬費等	18,565千円以内	定額	
II 農山漁村再生可能エネルギー導入等緊急対策推進事業								
1	農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業	食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する」とされている。 農山漁村に豊富に存在する資源を活用し、再生可能エネルギーを生産することにより、所得と雇用を創出し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要となっている。 一方、農山漁村には再生可能エネルギーの生産に利用可能な資源が豊富に存在するものの、具体的な導入可能性が明らかになっていないことにより取組の開始に支障を来す状況にある。 このため、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の具体的な導入可能性を調査する取組への支援を実施する。	農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギーを供給する取組を推進するため、土地、水、バイオマス等農山漁村に豊富に賦存する資源を活用し、再生可能エネルギー電気を供給する取組を行うとすることを検討に資するよう、都道府県の区域を対象として、再生可能エネルギーの具体的な導入可能性を明らかにし、発電適地を明確化する取組を支援する。	農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、第3セクター、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公社、地方公共団体、その他機構が特に必要と認める団体（特認団体）	1 検討会開催費 委員謝金、委員旅費、会議費、会場借料、資料印刷費等 2 現地調査費 技術員手当、調査旅費、賃金、資料印刷費等 3 データ収集・分析費 技術員手当、賃金、資料購入費、資料印刷費等	325,500千円以内	定額	
III 6次産業化推進事業								
1	連携施設整備事業	農山漁村の所得や雇用を増大し、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した地産地消、高付加価値化、6次産業化、農商工連携等の取組を推進することが必要である。 このため、農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な業種の事業者との連携、ネットワークの構築を通じて、このような取組の面的な拡大を図る。	1 農林漁業者団体による6次産業化ネットワークの取組 農林漁業者団体が、6次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく認定を受けた総合化事業計画に従って実施する6次産業化・地産地消法第3条第4項の総合化事業に係る機械・施設の整備を支援する。 2 農林漁業者団体等と中小企業者が連携して行う6次産業化ネットワークの取組 農林漁業者団体又は中小企業者が、農商工等連携促進法第4条の規定に基づく認定を受けた農商工等連携事業計画に従って実施する農商工等連携促進法第2条第4項の農商工等連携事業に係る機械・施設の整備を支援する。	六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた者又は農商工等連携法第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者であって、次に掲げる者とする。 1 農林漁業者団体（上記、第1事業Noの1「6次産業化推進整備事業」の第4応募団体の要件欄の1と同じ。） 2 農林漁業者団体等と連携する中小企業者 農商工等連携促進法第2条第1項に規定する中小企業者（個人及び代表者が大企業又はみなし大企業を除く。）であって、農林漁業者団体等（農林漁業者団体又は3戸以上の農林漁業者をいう。）と連携するものをいう。	助成対象となる機械・施設は第3の1の農林漁業者団体による6次産業化ネットワークの取組の場合に1及びこれと併せて行う2を助成対象とし、第3の2の中小企業者等による6次産業化ネットワークの取組において、事業実施主体が農林漁業者団体である場合は1及び2を助成対象とし、事業実施主体が中小企業者である場合は3を助成対象とする。 1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設 (1) 農林水産物等集出荷のために必要な施設 (2) 農林水産物等処理加工のために必要な施設 (3) 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設・地域食材提供施設 (4) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 (5) 収穫後病害虫防除のために必要な施設 (6) 未利用資源活用のために必要な施設（充電を目的とする取組を除く） (7) (1)～(6)の附帯施設 2 農林水産物等の生産のために必要な施設等 (1) 簡易土地基盤整備 (2) 農業用水のために必要な施設 (3) 営農飲雑用水のために必要な施設 (4) 高生産性農業用のために必要な施設 (5) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設 (6) 育苗のために必要な施設 (7) 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設 (8) 高品質堆肥製造のために必要な施設 (9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設	3,600,000千円以内	1/2以内	

				(10) 特用林産物生産のために必要な施設 (11) 農林水産物運搬のために必要な施設 (12) 特認施設 (13) 未利用資源活用のために必要な施設 (売電を目的とする取組を除く) (14) (1)～(13)の附帯施設 3 食品等の加工・販売のために必要な施設 (1) 農林漁業者団体と中小企業者が連携して 行う食品等の加工・販売のために整備する 施設 (2) (1)の附帯施設(当該新商品の加工・販 売の用途に使用されるものに限る。)			
2 連携活動推 進事業		農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する 6次産業化等のネットワーク構築に向けた推進 会議の開催、プロジェクトの調査・検討、プロジ ェクトリーダーの育成、農林漁業者等が行う新商 品開発・販路開拓等の取組を支援する。	農林漁業者、民間事業者、公益社団法人、公益 財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民 法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企 業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者 の組織する団体、その他食料産業局長が特に必要 と認める団体	(1) 推進会議開催費 講師謝金、講師旅費、会場借料、会場設営費 、資料印刷費、開催案内作成費、通信費、消 耗品費等 (2) プロジェクト調査・検討費 出席謝金、出席旅費、会議費、資料印刷費、 調査員手当、調査員旅費、調査票印刷費、発 送賃金、郵送料、集計整理賃金、報告書作成 費、通信費、消耗品費等 (3) プロジェクトリーダー育成費 講義費、旅費、テキスト購入費等 (4) 共同新商品開発・販路開拓費 ア 新商品開発費 試作品及びパッケージデザインの開発の ための開発員手当、資料購入費、成分分 析等検査費、試作品の製造に関する機器 のレンタル・リース料(やむを得ない場 合には購入を可能とするが、この場合の 購入費は50万円未満とする。)等 イ 市場評価実施費 調査員手当・旅費、会場借料、会場装飾 費、資料印刷費、アンケート調査費等 ウ 販路開拓費 商談会等への出席に要する費用、商品をP Rするための試供品、ポスター、パンフレ ット等の作成費等	355,000千円 千円以内	1/2以内(ただし、第5の(4)の 取組のうち、認定総合化事業計画及 び認定農工商等連携事業計画の取 組については、2/3以内)	
3 連携活動サ ポート事業		各都道府県単位で行う6次産業化のネットワ ークの構築に向けた普及啓発活動、マッチング促進 のための交流会の開催、取組の中核となる農林漁 業者等へのサポート活動等の取組を支援する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一 般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定 非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林 漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体 、食料産業クラスター協議会、その他食料産業局 長が特に必要と認める団体	(1) シンポジウム開催費 講師謝金、講師旅費、開催案内印刷・発送 費、会場借料、会場設営費、資料作成・印刷 費等 (2) 交流会開催費 講師謝金、講師旅費、開催案内印刷・発送 費、会場借料、会場設営費、資料作成・印刷 費等 (3) 個別相談開催費 講師謝金、講師旅費、開催案内印刷・発送 費、資料作成・印刷費等 (4) 事業推進費 企画立案推進員手当・旅費等 (5) 事業管理運営費 管理運営員手当、資料印刷・発送費、通信 費等		定額	
IV 輸出拡大及び日本食・食文化発信緊急対策事業							
1 輸出に取り 組む農林漁 業者等のき め細かな支 援	国内の食の市場が縮小する中、日本の雇用 ・所得を守るためには、世界の食のマーケッ トを目指した、日本産農林水産物・食品の輸 出の拡大や、国内企業の海外展開が必要であ る。 日本産農林水産物・食品の輸出拡大にあた っては、輸出に取り組む事業者等を直接きめ 細かに支援することが重要である。 このため、農林漁業者等が、今後輸出が期待 される品目について明確な目標を設定し、海 外市場開拓調査や海外バイヤーの招へい等の 活動を行い、地域・地方の産品の輸出拡大に 向けた取組を支援するとともに、品目別に主 な国内産地を取りまとめる団体等が行うジャ パン・ブランドの確立に向けた取組を支援す る。また、品目別の通年又は長期安定供給体 制の整備を図る取組を支援する。	次の1から3までのいずれか、又は複数の取組 を実施する。 1 ジャパン・ブランドの確立に向けた取組への 支援 特定の品目について国内の主な輸出産地、食 品事業者等を相当程度取りまとめる団体を対象 に、当該特定品目のジャパン・ブランド確立に 向けた取組について、(1)から(9)までの 事業メニューの中から選択して行う輸出に係る 取組を支援する。 2 農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の 輸出拡大を図る取組への支援 農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業 者や食品事業者等の組織する団体を対象に、農 林水産物・食品の輸出拡大を図る取組について (2)から(9)までの事業メニューの中から 選択して行う輸出に係る取組を支援する。	農林漁業者の組織する団体(農地法(昭和27年 法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産 法人(直近3カ年平均の輸出額の実績が100万円 以上の法人に限る。))については、第3「事業内 容」の2に限る。)、食品事業者等の組織する団 体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人 、一般財団法人、特例民法法人、その他機構が特 に必要と認める団体。	旅費、謝金、賃金、役務費、印刷製本費、広告 宣伝費、消耗品費、使用料及び賃貸料、通信運搬 費、人件費(第3「事業内容」の3に限る。) 等	215,700千円 以内	定額 (第3「事業内容」の1及び3) 1/2以内 (第3「事業内容」の2)	

		<p>【事業メニュー】</p> <p>(1) 「ジャパン・ブランド」の確立・PR</p> <p>①から④までの一部、又は全てを実施する。</p> <p>① ジャパン・ブランド調整活動 ジャパン・ブランドの確立や産地間調整等を図るための連絡・検討会その他各種調整活動を行う。</p> <p>② 海外市場におけるマーケティング活動 海外プロモーターへの委嘱や海外活動員の配置など海外市場における現地体制を整備し、マーケット調査の実施やその分析、販売戦略の策定や継続的プロモーションの実施など現地における各種マーケティング活動を行う。</p> <p>③ ジャパン・ブランドPR 海外において、雑誌、車体広告、TV等各種広報媒体の活用、製品のパンフレットの作成・配布、広告看板の設置などによるジャパン・ブランドのPRを行う。</p> <p>④ セミナー事業 海外において、消費者や流通事業者等を対象に我が国の食品の安全性や魅力等について広く紹介するセミナーを実施する。</p> <p>(2) 輸出担当者育成 事業実施主体やその構成員の職員を対象に輸出先駆者、各種証明書取得の指導者等を講師とする研修会の開催、国内外の輸出先進地・流通現場における現状・実態把握等を行うことにより、輸出拡大プロジェクトを企画・実行するための人材の育成を行う。</p> <p>(3) 海外市場開拓調査</p> <p>①又は②のいずれか、又は双方を実施する。</p> <p>① 海外市場調査 海外において、市場の流通状況、消費者の嗜好、競合製品の販売状況、輸入慣行、知的財産権の権利取得制度等の調査を行う。</p> <p>② 市場開拓戦略・ブランド確立 輸出に係る市場開拓戦略の策定やブランドの確立に向けた検討会の開催、ブランドマークの策定等を行う。</p> <p>(4) 産地PR・国内商談会 国内の輸出製品の生産地や加工地に輸出先国からバイヤー等を招へいし、製品の紹介、生産方法のPR、商談会の開催等を一体的に行う。</p> <p>(5) 海外試験輸送 輸出を安定的に行う上で必要な品質保持や輸送コスト・時間の削減を図るため、試験輸送・実証を行い、その結果の分析及び対応策の検討を行う。</p> <p>(6) 輸出環境整備 GLOBALG. A. P. や輸出先国の有機認証など輸出先国の各種基準への対応の検討・取得への取組、輸出先国の検疫官の招へいや知的財産権者と生産地が連携した海外進出組織体制の確立を行う。</p> <p>(7) 海外販売促進活動 海外において、国際見本市への出展や商談会・試食会の開催等の販売促進活動、商品パンフレット等による効果的な広報活動を行う。 また、必要に応じて輸出先国のバイヤー等が求める放射能検査を行う。</p> <p>(8) 輸出向け加工食品の試作・検証 海外市場のニーズに合わせた新しい輸出向けの加工食品の試作及び海外における試作品の試食会を通じた市場性の把握、その結果のフィードバック等による新たな製品の開発の検討を行う。</p> <p>(9) 輸出プロモーターの活用 事業実施主体の外部から輸出に関する助言・提言等を得るため、輸出プロモーター（貿易実務経験や輸出に関する専門的知見を有する者をいう。）の活用を行う。 なお、輸出プロモーターは事業実施主体が行う当該事業を強力に推進するとともに、事業実施主体と協力して当該事業に取り組むこととする。</p>			
--	--	--	--	--	--

		<p>る。</p> <p>3 品目別輸出振興体制の整備を図る取組への支援</p> <p>今後、戦略的に輸出拡大を図っていくことが必要な品目（米、畜産物、野菜、果実、酒類、緑茶、林産物、水産物、花き、加工食品）について、当該品目に係る国内の主な輸出産地、関係事業者等を取りまとめる団体が、その専門的な知識を有する者を効果的に活用しつつ、通年又は長期安定供給体制の整備を図る次の（1）から（4）までの取組を支援する。</p> <p>（1）輸出戦略検討会の開催 当該品目に係る輸出振興体制の整備を図るとともに輸出戦略を策定するため、生産者や関係事業者の代表、学識経験者等により検討会を開催する。</p> <p>（2）国内現地検討会の開催 輸出振興体制の整備や輸出戦略の策定に当たって、関係者の輸出振興への意識の醸成や輸出戦略へ現地の意見等を反映させるため、国内の各地域において生産者や関係事業者等を参集した検討会を開催する。</p> <p>（3）海外市場等の調査 輸出戦略の策定に資するため、海外において市場の流通状況、消費者の嗜好動向、競合品の販売状況、輸入慣行、知的財産権取得制度等の調査を行う。</p> <p>（4）国内現地説明会の開催 生産者や関係事業者等に対し、策定された輸出戦略に関する説明会を開催する。</p>					
2	日本食・食文化の世界的普及プロジェクト事業	<p>国内の食の市場が縮小する中、日本の雇用・所得を守るためには、世界の食のマーケットを目指した、日本産農林水産物・食品の輸出の拡大や、国内企業の海外展開が必要である。</p> <p>日本産農林水産物・食品の輸出拡大にあたっては、輸出に取り組む事業者等を直接支援するとともに、日本食文化を発信することにより、その素晴らしさを世界に普及し、海外の需要の拡大に繋げることが重要である。</p> <p>また、世界で高く評価されている日本食・食文化をさらに普及・継承していくことで、国内外の食の市場の開拓を加速させることが重要である。</p> <p>このため、日本食・食文化を継続的かつ波及効果的に世界で正しく伝播させる仕組みを構築する取組への支援を実施する。</p>		農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、第3セクター、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公社、その他機構が特に必要と認める団体（特認団体）			
	(1) 海外での日本食・食文化フェスティバルを通じた日本食・食文化の理解促進	海外の主要な一般生活者が入場可能な食品見本市や、海外の主要都市のターミナル等の一般生活者が賑わうスペースにおいて、一定期間日本館を設置し、日本食・食文化の普及のための取組等を行う。		旅費、謝金、賃金、役員費、資料作成費、消耗品費、会議費、会場賃借料、会場装飾費、自動車借上料、メニュー開発費、パンフレット作成費、販促資材費、広告宣伝費、管理運営費、通信運搬費等、食材等購入運搬費等	152,000千円以内	定額	
	(2) 日本食文化週間の開催事業	海外の主要都市において、一般生活者に対する日本食・食文化の魅力を発信する啓蒙的なイベントを、一定期間複数組み合わせる実施する取組等を行う。		旅費、謝金、賃金、役員費、資料作成費、消耗品費、会議費、会場賃借料、施工費、会場装飾費、自動車借上料、メニュー開発費、パンフレット作成費、販促資材費、広告宣伝費、管理運営費、通信運搬費等、食材等購入運搬費等	155,000千円以内	定額	
	(3) 広報メディア・WEB等を活用した日本食・食文化の魅力発信、理解促進事業	海外の記者・ジャーナリスト等に対し、日本食・食文化の魅力や農林漁業者の取組を紹介し情報発信を行うとともに、海外のTV・WEB等における情報発信を組み合わせることで、複合的な日本食・食文化の魅力発信・理解促進を図る取組等を行う。		デザイン費、翻訳料、広告掲載料、PR動画制作費、旅費、謝金、賃金、役員費、資料作成費、消耗品費、会議費、会場賃借料、自動車借上料、メニュー開発費、販促資材費、広告宣伝費、管理運営費、通信運搬費等、食材等購入運搬費等	117,300千円以内	定額	
3	日本食・食文化の普及推進事業	<p>国内の食の市場が縮小する中、日本の雇用・所得を守るためには、世界の食のマーケットを目指した、日本産農林水産物・食品の輸出の拡大や、国内企業の海外展開が必要である。</p> <p>日本産農林水産物・食品の輸出拡大にあたっては、輸出に取り組む事業者等を直接支援</p>	農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、第3セクター、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公社、その他機構が特に必要と認める団体（特認団体）				

	<p>するとともに、日本食文化を発信することにより、その素晴らしさを世界に普及し、海外の需要の拡大に繋げることが重要である。</p> <p>また、世界で高く評価されている日本食・食文化をさらに普及・継承していくことで、国内外の食の市場の開拓を加速させることが重要である。</p> <p>このため、「日本食・食文化の世界的普及プロジェクト事業」と連携した今後の民間事業者のビジネスにつながる訴求効果の高い日本食の魅力を発信する取組への支援を実施する。</p>						
(1) 日本食レストランウィーク実施事業		<p>海外の主要都市において、複数の日本食レストラン等が連携した一般生活者に対する日本食の魅力や日本食材のすばらしさを伝える取組、日本食材の輸出促進につながる料理の提供・サービス等を、一定期間複数組み合わせ実施するとともに、当該都市及び周辺地域の日本食レストランマップを作成する取組等を行う。</p>		<p>旅費、謝金、賃金、役務費、資料作成費、消耗品費、会議費、会場賃借料、会場装飾費、自動車借上料、メニュー開発費、パンフレット作成費、販促資材費、広告宣伝費、管理運営費、通信運搬費等、食材等購入運搬費等</p>	43,500千円以内	定額	
(2) 百貨店等における料理デモ等実施事業		<p>海外の主要都市の百貨店等において、一般生活者等に対する日本食の魅力や日本食材のすばらしさを伝える料理デモンストラーション、日本産食材を活用した料理レシコンテスト、セミナー、試食・試飲会等を一定期間実施する取組等を行う。</p>		<p>旅費、謝金、賃金、役務費、資料作成費、消耗品費、会議費、会場賃借料、会場装飾費、自動車借上料、メニュー開発費、パンフレット作成費、販促資材費、広告宣伝費、管理運営費、通信運搬費等、食材等購入運搬費等</p>	30,800千円以内	定額	

○農山漁村 6 次産業化緊急対策推進事業

事業の種類	申請書類（第10関係）
1 6次産業化推進整備事業	<p>1 応募申請書（別紙様式第1-1）</p> <p>2 事業実施計画書（別紙様式第1-2）</p> <p>3 費用対効果分析（別紙様式第1-3）</p> <p>4 添付資料</p> <p>（1）応募団体が農林漁業者団体の場合</p> <p>① 農業経営を行う法人の場合</p> <p>ア 定款</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）</p> <p>② 新たに農業経営を行う法人を設立する場合</p> <p>ア 法人設立が確実であることのわかる書類</p> <p>イ 親会社が存在する場合には、親会社の直近3ヵ年分の決算報告書</p> <p>個人経営から新たに設立する場合には、直近3ヵ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等</p> <p>③ ①、②以外の農林漁業者が組織する団体の場合</p> <p>ア 組織の代表者、出資金及び規約等のわかる書類</p> <p>イ 経理の一元化を行っていることのわかる書類</p> <p>ウ 構成員に課税されている場合には、直近3ヵ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等</p> <p>団体に課税されている場合には、直近3ヵ年分の決算報告書</p> <p>④ 共通</p> <p>ア 見積書（2社以上のものであること）</p> <p>イ 機械・施設等の位置図</p> <p>ウ 機械・施設等の配置図及び平面図</p> <p>エ 機械・施設整備の工程（工事日程）表</p> <p>オ 商品の製造工程（フローチャート）</p> <p>カ 六次産業化・地産地消法第5条若しくは第6条の規定に基づく総合化事業計画若しくは変更した総合化事業計画の写し、又は農商工等連携法第4条若しくは第5条の規定に基づく農商等連携事業計画若しくは変更した農商工等連携事業計画の写し</p> <p>キ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）</p>

ク 施設用地について農地法または農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きを行う必要がある場合は、その手続き等の資料

ケ 土地や施設等を他者から賃借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料

その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、①から④に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。

また、上記の資料はA4サイズ片面印刷で提出してください。

(2) 応募団体が食品産業事業者の場合

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
- ④ 組織の代表者、規約等のわかる書類
- ⑤ 見積書（2社以上のものであること）
- ⑥ 機械・施設等の位置図
- ⑦ 機械・施設等の配置図及び平面図
- ⑧ 機械・施設整備の工程（工事日程）表
- ⑨ 商品の製造工程（フローチャート）
- ⑩ 農商工等連携法第4条若しくは第5条の規定に基づく農商工等連携事業計画若しくは変更した農商工等連携事業計画の写し
- ⑪ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）
- ⑫ 施設用地について農地法または農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きを行う必要がある場合は、その手続き等の資料
- ⑬ 土地や施設等を他者から賃借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料

その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、①から⑬に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。

また、上記の資料はA4サイズ片面印刷で提出してください。

<p>2 緑と水の環境 技術革命プロジェクト事業</p>	<p>1 応募申請書（別紙様式第1-1） 2 課題提案書（別紙様式第2-1） 3 事業実施計画書（別紙様式第2-2）</p> <p>なお、上記のほか、以下の資料を添付してください。</p> <p>ア 技術シーズに係る書類</p> <p>事業化を図る技術シーズの内容が分かる資料及び応募者との関わりを示す以下の書類を添付してください。</p> <p>(1) 応募者が技術シーズを保有している場合 投稿論文等、応募者と技術シーズとの関わりを客観的に証明する資料</p> <p>(2) 応募者が技術シーズを保有していない場合</p> <p>① 応募者と技術シーズとの関係が分かる書類 ② 技術シーズの帰属する者の同意書</p> <p>イ 特許明細書</p> <p>技術シーズが特許（出願中のものも含む）の場合は、特許明細書を添付してください。該当特許がない場合は、添付の必要はありません。</p> <p>ウ その他</p> <p>(1) 定款 (2) 履歴事項全部証明書 (3) 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等） (4) 組織の代表者、規約等のわかる書類 (5) 見積書（2社以上のものであること） (6) 機械・施設等の位置図 (7) 機械・施設等の配置図及び平面図 (8) 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）および直近3期末分の金融機関別借入残高表、当該年度の月次の資金計画（資金繰予定表）</p> <p>その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、(1)から(8)に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。</p> <p>※ 上記の資料は、A4片面印刷で提出してください。</p>
----------------------------------	--

<p>3 農産物等輸出 拡大緊急対策 事業</p>	<p>①品目別団体 を通じた我が 国の食品の輸 出拡大事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応募申請書（別紙様式第1-1） 2 課題提案書（別紙様式第3-1） 3 実施計画書（別紙様式第3-2） 実施計画書の内容は、別表1第2欄の趣旨、第3欄の事業内容及び第5欄の助成対象経費の範囲に照らして適当なものであること。 4 応募者の業務・活動内容等を示した資料（又はパンフレット、リーフレットなど） 5 応募者が特認団体以外である場合は、定款及び直前事業年度の決算（営業）報告書1年分（又はこれらに準ずるもの） 6 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特認団体の概要（別紙様式第3-3） (2) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの） (3) 総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算 (4) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等） (5) その他応募者に関する参考資料 7 その他 その他、1の承認申請書の別記様式第3-1に記載が困難な資料がある場合は、別添資料として作成の上、提出してください。 <p>※ 上記の資料は、A4片面印刷で提出してください。</p>
<p>②海外外食事 業者を通じた 我が国の食品 の輸出 拡大事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 応募申請書（別紙様式第1-1） 2 課題提案書（別紙様式第4-1） 3 実施計画書（別紙様式第4-2） 実施計画書の内容は、別表1第2欄の趣旨、第3欄の事業内容及び第5欄の助成対象経費の範囲に照らして適当なものであること。 4 応募者の業務・活動内容等を示した資料（又はパンフレット、リーフレット等） 5 応募者が特認団体以外である場合にあつては、定款及び直前3か年の事業年度の決算（事業）報告書、 6 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 特認団体の概要（別紙様式第4-3） (2) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの） (3) 総会などで承認されている直近の事業計画及び収支予算 (4) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・

<p>4 ミラノ国際博覧会政府出展事業</p>	<p>調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等） (5) その他応募者に関する参考資料 7 その他 その他、1の承認申請書の別記様式第3-1に記載が困難な資料がある場合は、別添資料として作成の上、提出してください。 ※ 上記の資料は、A4片面印刷で提出してください。</p> <p>1 応募申請書（別紙様式第1-1） 2 課題提案書 提案の内容は、別表1第2欄の趣旨、第3欄の事業内容及び第5欄の助成対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。 (1) 応募者に関する事項（別紙様式第5-1） (2) 実施計画書（別紙様式第5-2） (3) 経費内訳書（助成事業等を実施するために必要な経費の全ての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書） （別紙様式第5-2） 3 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等） (1) 応募者が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直近3事業年度の決算（事業）報告書 (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款または寄付行為、及び直近3事業年度の決算（事業）報告書 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。 4 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料 (1) 特認団体の概要（別紙様式第5-3） (2) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの） (3) 総会などで承認されている直近の事業計画及び収支予算 (4) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等） (5) その他応募者に関する参考資料 5 その他 その他、1の課題提案書の様式に記載が困難な資料がある場合は、別添資料として作成の上、提出してください。 ※ 上記の資料は、A4片面印刷で提出してください。</p>
-------------------------	---

○農山漁村再生可能エネルギー導入等緊急対策推進事業

事業の種類	申請書類（第10関係）
1 農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業	<p>1 課題提案書（別紙様式第6-1）</p> <p>2 実施計画書（別紙様式第6-2）</p> <p>3 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等）</p> <p>（1）応募者が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書</p> <p>（2）応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書</p> <p>ただし、（1）又は（2）に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。</p> <p>4 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料</p> <p>（1）特認団体の概要（別紙様式第6-3）</p> <p>（2）定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの）</p> <p>（3）総会などで承認されている直近の事業計画及び収支予算</p> <p>（4）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）</p> <p>（5）その他応募者に関する参考資料</p> <p>5 その他</p> <p>2の実施計画書の様式に記載が困難な資料がある場合は、別添資料として作成の上、提出してください。</p> <p>※ 上記の資料は、A4片面印刷で提出してください。</p>

○6次産業化推進事業

事業の種類	申請書類（第10関係）
1 連携施設整備事業	<p>1 応募申請書（別紙様式第7-1）</p> <p>2 事業実施計画書（別紙様式第7-2）</p> <p>3 費用対効果分析（別紙様式第7-3）</p> <p>4 添付資料</p> <p>（1）応募団体が農林漁業者団体の場合</p> <p>① 農業経営を行う法人の場合</p> <p>ア 定款</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）</p> <p>② 新たに農業経営を行う法人を設立する場合</p> <p>ア 法人設立が確実であることのわかる書類</p>

イ 親会社が存在する場合には、親会社の直近3ヵ年分の決算報告書

個人経営から新たに設立する場合には、直近3ヵ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等

③ ①、②以外の農林漁業者が組織する団体の場合

ア 組織の代表者、出資金及び規約等のわかる書類

イ 経理の一元化を行っていることのわかる書類

ウ 構成員に課税されている場合には、直近3ヵ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等団体に課税されている場合には、直近3ヵ年分の決算報告書

④ 共通

ア 見積書（2社以上のものであること）

イ 機械・施設等の位置図

ウ 機械・施設等の配置図及び平面図

エ 機械・施設整備の工程（工事日程）表

オ 商品の製造工程（フローチャート）

カ 六次産業化・地産地消法第5条若しくは第6条の規定に基づく総合化事業計画若しくは変更した総合化事業計画の写し、又は農商工等連携促進法第4条若しくは第5条の規定に基づく農商工等連携事業計画若しくは変更した農商工等連携事業計画の写し

キ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

ク 施設用地について農地法または農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きを行う必要がある場合は、その手続き等の資料

ケ 土地や施設等を他者から賃借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料

コ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等がわかる資料

その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、①から④に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。

また、上記の資料はA4サイズ片面印刷で提出してください。

(2) 応募団体が中小企業者の場合

① 定款

② 登記事項証明書

	<ul style="list-style-type: none">③ 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）④ 組織の代表者、規約等のわかる書類⑤ 見積書（2社以上のものであること）⑥ 機械・施設等の位置図⑦ 機械・施設等の配置図及び平面図⑧ 機械・施設整備の工程（工事日程）表⑨ 商品の製造工程（フローチャート）⑩ 農商工等連携促進法第4条又は第5条の規定に基づく農商工等連携事業計画又は変更した農商工等連携事業計画の写し⑪ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）⑫ 施設用地について農地法または農業振興地域の整備に関する法律に係る手続を行う必要がある場合は、その手続等の資料⑬ 土地や施設等を他者から賃借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料⑭ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等がわかる資料 <p>その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、①から⑭に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。</p> <p>また、上記の資料はA4サイズ片面印刷で提出してください。</p>
--	--

2 連携活動推進事業	連携活動推進事業および連携活動サポート事業 1 応募申請書（別紙様式第8-1）
3 連携活動サポート事業	2 課題提案書 提案の内容は、別表1第2欄の趣旨、第3欄の事業内容及び第5欄の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。 (1) 応募者に関する事項（別紙様式第8-2） (2) 実施計画書（別紙様式第8-3（別表1の第3「事業内容」の2）、8-4（別表1の第3「事業内容」の3）） (3) 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な経費の全ての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式第8-3（別表1の第3「事業内容」の2）、8-4（別表1の第3「事業内容」の3）） 3 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等） (1) 応募者が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3事業年度の決算（事業）報告書 (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前3事業年度の決算（事業）報告書 (3) 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料 ア 特認団体の概要（別紙様式第8-5） イ 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの） ウ 総会などで承認されている直近の事業計画及び収支予算 エ 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等） オ その他応募者に関する参考資料 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。

○輸出拡大及び日本食・食文化発信緊急対策事業

事業の種類	申請書類（第10関係）
1 輸出に取り組む農林漁業者等のきめ細かな支援	1 応募申請書（別紙様式9-1） 2 課題提案書（別紙様式9-2） 3 実施計画書（別紙様式9-3（別表1の第3「事業内容」の1）、9-4（別表1の第3「事業内容」の2）、9-5（別表1の第3「事業内容」の3）） 実施計画書の内容は、別表1第2欄の趣旨、第3欄の事業内容及び第5欄の助成対象経費の範囲に照らして適当なものであること。

	<p>4 応募者が別表1第3事業内容における「2(9)輸出プロモーターの活用」を選択した場合は、次の(1)～(2)の資料を添付してください。</p> <p>(1) 輸出プロモーターが①個人の場合は、履歴書、過去の輸出促進関係業務を示した資料、②法人の場合は、会社概要、過去の類似実績を示した資料</p> <p>(2) 応募者が輸出プロモーターとの間で締結する契約書の案(締結済みの場合はその写し。)</p> <p>なお、応募者と輸出プロモーターとの間で締結する契約書(案)の中に、次の事項を明記する必要があります。</p> <p>A 輸出プロモーターが行う具体的な業務の内容</p> <p>B 輸出プロモーターの業務に係る謝金単価の規定</p> <p>C 輸出プロモーターが事業実施主体に行う定期的な活動実績の報告義務の規定</p> <p>D 契約金額の精算に係る規定</p> <p>5 応募者が別表1第3事業内容における「3 品目別輸出振興体制の整備を図る取組への支援」を選択した場合は、団体内部の専門的な知識を有する者について、次の(1)～(2)の資料を添付してください。</p> <p>(1) 履歴書、過去の輸出促進関係業務を示した資料</p> <p>(2) 専門的な知識を有する者と、輸出振興体制の整備を図る取組(国内での各種検討会、海外市場調査等)との関わりを具体的に示す資料</p> <p>6 「謝金」、「賃金」を経費として計上した場合は、その単価の根拠となる資料</p> <p>7 応募者の業務・活動内容(団体の活動内容等)を示した資料(又はパンフレット、リーフレット等)</p> <p>8 応募者が特認団体以外である場合は、定款及び直前事業年度の決算(営業)報告書1年分(又はこれらに準ずるもの)</p> <p>9 応募者が農業生産法人である場合は、過去の輸出額の実績を示す資料(別紙様式9-6)</p> <p>10 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料</p> <p>(1) 特認団体承認申請書(別紙様式9-7)</p> <p>(2) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約(又はこれらに準ずるもの)</p> <p>(3) 総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算</p> <p>(4) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)</p> <p>(5) その他応募者に関する参考資料</p> <p>11 輸出拡大に向けたこれまでの取組活動やその成果に関する資料</p> <p>12 応募者が、六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を受けた団体であり、かつ当該事業計画の取組の一環として本事業に応募す</p>
--	---

	<p>る場合は、当該事業計画の認定に関する資料</p> <p>13 第三者に事業の一部を委託する場合は、委託内容を記載した書類</p> <p>14 応募者が別表 1 第 3 事業内容における「2 農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出拡大を図る取組への支援」を選択した場合は、事業費の自己負担金の構成員別負担割合 (%) を記した資料</p> <p>15 その他 その他、2 の課題提案書に記載が困難な資料がある場合は、別添資料として作成の上、提出してください。</p> <p>※ 上記 1～15 の資料は、A 4 片面印刷で提出してください。</p>
<p>2 日本食・食文化の世界的普及プロジェクト事業</p> <p>① 海外での日本食・食文化フェスティバルを通じた日本食・食文化の理解促進事業</p>	<p>1 応募申請書 (別紙様式第 10-1)</p> <p>2 課題提案書 (別紙様式第 10-2)</p> <p>3 実施計画書 (別紙様式第 10-3) 実施計画書の内容は、別表 1 第 2 欄の趣旨、第 3 欄の事業内容及び第 5 欄の助成対象経費の範囲に照らして適当なものであること。</p> <p>4 応募者の業務・活動内容等を示した資料 (又はパンフレット、リーフレット等)</p> <p>5 応募者が特認団体以外である場合にあっては、定款及び直前 3 年の事業年度の決算 (事業) 報告書、</p> <p>6 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料 (1) 特認団体の概要 (別紙様式第 10-4) (2) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約 (又はこれらに準ずるもの) (3) 総会などで承認されている直近の事業計画及び収支予算 (4) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類 (設立総会資料、設立総会議事録等) (5) その他応募者に関する参考資料</p> <p>7 その他 その他、1 の承認申請書の別記様式第 10-2 に記載が困難な資料がある場合は、別添資料として作成の上、提出してください。</p> <p>※ 上記の資料は、A 4 片面印刷で提出してください。</p>
<p>② 日本食文化週間の開催事業</p>	<p>1 応募申請書 (別紙様式第 10-1)</p> <p>2 課題提案書 (別紙様式第 10-2)</p> <p>3 実施計画書 (別紙様式第 10-3) 実施計画書の内容は、別表 1 第 2 欄の趣旨、第 3 欄の事業内容及び第 5 欄の助成対象経費の範囲に照らして適当なものであること。</p> <p>4 応募者の業務・活動内容等を示した資料 (又はパンフレット、リーフレット等)</p>

	<p>5 応募者が特認団体以外である場合にあつては、定款及び直前3か年の事業年度の決算（事業）報告書、</p> <p>6 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料</p> <p>(1) 特認団体の概要（別紙様式第10-4）</p> <p>(2) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの）</p> <p>(3) 総会などで承認されている直近の事業計画及び収支予算</p> <p>(4) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）</p> <p>(5) その他応募者に関する参考資料</p> <p>7 その他</p> <p>その他、1の承認申請書の別記様式第10-2に記載が困難な資料がある場合は、別添資料として作成の上、提出してください。</p> <p>※ 上記の資料は、A4片面印刷で提出してください。</p>
<p>③ 広報メディア・WEB等を活用した日本食・食文化の魅力発信、理解促進事業</p>	<p>1 応募申請書（別紙様式第10-1）</p> <p>2 課題提案書（別紙様式第10-2）</p> <p>3 実施計画書（別紙様式第10-3）</p> <p>実施計画書の内容は、別表1第2欄の趣旨、第3欄の事業内容及び第5欄の助成対象経費の範囲に照らして適当なものであること。</p> <p>4 応募者の業務・活動内容等を示した資料（又はパンフレット、リーフレット等）</p> <p>5 応募者が特認団体以外である場合にあつては、定款及び直前3か年の事業年度の決算（事業）報告書、</p> <p>6 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料</p> <p>(1) 特認団体の概要（別紙様式第10-4）</p> <p>(2) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの）</p> <p>(3) 総会などで承認されている直近の事業計画及び収支予算</p> <p>(4) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）</p> <p>(5) その他応募者に関する参考資料</p> <p>7 その他</p> <p>その他、1の承認申請書の別記様式第10-2に記載が困難な資料がある場合は、別添資料として作成の上、提出してください。</p> <p>※ 上記の資料は、A4片面印刷で提出してください。</p>

<p>3 日本食・食文化の普及事業</p> <p>① 日本食レストランウィーク実施事業</p>	<p>1 応募申請書（別紙様式第10-1）</p> <p>2 課題提案書（別紙様式第10-2）</p> <p>3 実施計画書（別紙様式第10-3）</p> <p>実施計画書の内容は、別表1第2欄の趣旨、第3欄の事業内容及び第5欄の助成対象経費の範囲に照らして適当なものであること。</p> <p>4 応募者の業務・活動内容等を示した資料（又はパンフレット、リーフレット等）</p> <p>5 応募者が特認団体以外である場合にあつては、定款及び直前3か年の事業年度の決算（事業）報告書、</p> <p>6 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料</p> <p>（1）特認団体の概要（別紙様式第10-4）</p> <p>（2）定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの）</p> <p>（3）総会などで承認されている直近の事業計画及び収支予算</p> <p>（4）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）</p> <p>（5）その他応募者に関する参考資料</p> <p>7 その他</p> <p>その他、1の承認申請書の別記様式第10-2に記載が困難な資料がある場合は、別添資料として作成の上、提出してください。</p> <p>※ 上記の資料は、A4片面印刷で提出してください。</p>
<p>② 百貨店等における料理デモ等実施事業</p>	<p>1 応募申請書（別紙様式第10-1）</p> <p>2 課題提案書（別紙様式第10-2）</p> <p>3 実施計画書（別紙様式第10-3）</p> <p>実施計画書の内容は、別表1第2欄の趣旨、第3欄の事業内容及び第5欄の助成対象経費の範囲に照らして適当なものであること。</p> <p>4 応募者の業務・活動内容等を示した資料（又はパンフレット、リーフレット等）</p> <p>5 応募者が特認団体以外である場合にあつては、定款及び直前3か年の事業年度の決算（事業）報告書、</p> <p>6 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料</p> <p>（1）特認団体の概要（別紙様式第10-4）</p> <p>（2）定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの）</p>

	<p>(3) 総会などで承認されている直近の事業計画及び収支予算</p> <p>(4) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）</p> <p>(5) その他応募者に関する参考資料</p> <p>7 その他</p> <p>その他、1の承認申請書の別記様式第10-2に記載が困難な資料がある場合は、別添資料として作成の上、提出してください。</p> <p>※ 上記の資料は、A4片面印刷で提出してください。</p>
--	--

○農山漁村6次産業化対策事業

事業の種類	審査手順等（第11関係）
1 6次産業化推進整備事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。
2 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	(1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書等の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。
3 農産物等輸出拡大緊急対策事業	なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。
(1)品目別団体を通じた我が国の食品の輸出拡大事業	(2) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、選定委員会の委員等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。）
(2)海外外食事業者を通じた我が国の食品の輸出拡大事業	なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。
4 ミラノ国際博覧会政府出展事業	(3) 選定審査委員会 課題提案会を踏まえ、委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、助成金交付候補者を選定します。
5 農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業	2 審査の観点 審査は、事業実施主体の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。
6 6次産業化推進事業	3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。
(1)連携施設整備事業	(1) 事業実施主体の適格性
(2)連携活動推進事業	① 実施体制の適格性
(3)連携活動サポート事業	② 知見、専門性
7 輸出拡大及び日本食・食文化発信緊急対策事業	(2) 事業内容及び実施方法
(1)輸出に取り組む農林漁業者等のきめ細かな支援	① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
(2)日本食・食文化の世界的普及プロジェクト事業	② 実施方法の効率性
(3)日本食・食文化の普及推進事業	③ 経費配分の適正性
	(3) 事業の効果
	① 期待される成果
	② 波及効果
	(4) 6次産業化推進事業については(1)～(3)の審査項目の他、次に該当する場合には、審査において考慮されます。
	① バリューシステムに係る取組（実需者・消費者へ商品価値の提示等）を行っている。

	<p>② イノベーションに係る取組（販路、価値、生産、原材料、組織の5つの新結合を創出）を行っている。</p> <p>③ 事業実施場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域である。</p> <p>④ 事業実施場所が、地産地消促進計画の策定されている地域である。</p> <p>⑤ 商品の製造工程においてHACCPを取り入れている（又は取り入れる見込みがある）。</p>
--	--